

《研究ノート》

韓国の大規模企業集団施策の概観

遠 藤 敏 幸

- I はじめに
- II 大規模企業集団制度の変遷
- III 公正取引法の変遷
- IV おわりに

I はじめに

韓国では高度経済成長期に財閥と呼ばれる企業グループが形成されて以降、現在でも国内経済におけるその影響力は大きい。財閥に対する代表的な規制として「独占規制及び公正取引に関する法律」（以下「公正取引法」と表記）がある。公正取引法は1980年に制定され40年余りが経過したが、運営方針やルールの変更が頻繁にみられ、全体像を把握することは容易ではない。

本稿では公正取引法が制定されてから現在までの変遷をとりわけ大規模企業集団施策に注目し全体像を把握することを目的とする。

II 大規模企業集団制度の変遷

公正取引委員会は毎年1回、資産総額順でランキングした大規模企業集団を指定し発表している。正確には、現在の公正取引法上では「大規模企業集団」という名称は用いず、「公示対象企業集団」と「相互出資制限企業集団」という2つの企業集団が規定されている。2022年5月1日には、¹大規模企業集団として「公示対象企業集団」が76個、²「相互出資制限企業集団」が47個指定された。公正取引委員会の発表する大規模企業集団指定は韓国にどのような財閥が存在するのかを知る最もメジャーな手掛かりになる。公正取引法では「財閥」が定義づけられたことはない。公正取引法第2条第11項で同一人が事実上事業内容を支配する会社の集団を「企業集団」と定義づけられており、同一人が会社ではない場合＝自然人である場合、その集団は「財閥」とみな

1 現行では「独占規制および公正取引に関する法律施行令」第38条第3項により毎年5月1日に「公示対象企業集団」と「相互出資制限企業集団」を指定することになっている。

2 공정거래위원회 (2022) 「2022년도 공시대상기업집단 76개 지정」〔公正取引委員会 (2022) 「2022年度公示対象企業集団76個指定」〕。

すことが出来る。現行の大規模企業集団指定制度では「財閥」と「非財閥」の「企業集団」が混在しており、「公示対象企業集団」と「相互出資制限企業集団」という名称で2段階の指定を行っている。

大規模企業集団指定制度は公正取引法上の財閥規制の基本となるものであるが、名称変更を含めたルール変更が頻繁に行われており理解が大変難しい。本節では大規模企業集団指定制度の変遷をできるだけわかりやすく整理することを試みたい。

公正取引法に大規模企業集団指定制度がはじめて導入されたのは1986年12月の公正取引法第1次改正である。公正取引法制定の1980年12月から第1次改正までの間、大企業中心に経済力集中が進行している状況を改善するため、規制の対象は個別企業単位で図られていたが経済力集中抑制の効果は乏しく、ルールの抜本的な見直しを迫られるようになっていた。韓国の経済力集中は、個別企業の規模が問題なのではなく、複数の会社が束となって行動をする財閥という存在が大きいことが改めて確認された。たとえ規模が小さな会社であっても財閥のグループ内に所属していることで財閥全体の事業活動に重要な影響を及ぼす場合もある。また、既存の規模が小さな会社を利用して、あるいは規模の小さな会社を新設して株式の持ち合いを迂回するなどし、規制の対象から免れようとする行動が確認されるようになっていた。公正取引法の中に財閥を規制する施策が盛り込まれたのが第1次改正である。規制の対象を企業グループ単位で指定するよう変更するため大規模企業集団指定制度が新設された。資産総額合計額4000億ウォン以上の企業集団を大規模企業集団とし、ここに所属する会社に対する諸々の規制が図られていくこととなった。

1993年に大規模企業集団指定制度は資産総額上位30位までの企業集団に限定されるよう変更された。大規模企業集団指定制度が導入されて以降、韓国の経済成長とともに大規模企業集団の数は増加し続け、³ 広がり過ぎた規制対象を絞り込むことが目的だった。

2002年1月に大規模企業集団指定制度は、企業集団の規模によって規制内容を変える行為形態別での指定に変更された。上位の財閥と下位の財閥では異なった事情を抱えるようになったのにも関わらず、すべての財閥を画一的に規制することは現実的ではないと見なされた。また、財閥を取り巻く環境が変化し、財閥に対する規制強化論と不要論に揺れ動いていた時期であったことも企業集団指定の変更に影響を与えた。2002年1月の公正取引法改正で3つの企業集団が設けられた。⁴ 資産総額2兆ウォン以上の企業集

3 1987年の大規模企業集団の数は33個だったが、1988年に40個、1989年に43個、1990年に53個、1991年に61個、1992年に78個と一度も減少することなく増加し続けた。공정거래위원회「대규모기업집단 내부지분율 현황 (1986-1999)」[公正取引委員会「大規模企業集団内部持分率現況 (1986-1999)」参照。

4 2002年の改正で公正取引法からは「大規模企業集団」という名称は正式には消滅したことになる。

団を「相互出資制限企業集団」と「債務保証制限企業集団」とし、資産総額5兆ウォン以上の企業集団を「出資総額制限企業集団」とすることとなった。「出資総額制限企業集団」に対しては、出資総額制限の他に、金融・保険会社の議決権制限と内部取引についての取締役会の議決・公示の義務が課せられた。このように企業集団の規模に応じて異なる規制を加えることとなった。

2002年の大規模企業集団指定制度の変更によって非財閥系の企業集団が指定されるようになった。それまでは様々な適用除外規定⁵により公企業集団が企業集団指定を受けることは少なく、大規模企業集団指定を受けた企業集団のほとんどが財閥と一致していた。⁶1997年のIMF経済危機以後、企業構造調整による経営権の移譲のため家族支配から離脱した企業集団が大規模企業集団として指定されるケースも出てきていたが、そこに加えて2002年の大規模企業集団指定制度の変更によって公企業集団や民営化された企業集団が大規模企業集団として指定されるようになり、大規模企業集団に指定された企業集団がすべて財閥と一致するわけではなくなった。

次に大規模企業集団指定制度の大きな変更があったのは2017年4月である。2009年3月に出資総額制限制度が廃止され「出資総額制限企業集団」が消滅していた。同年同月に企業集団公示制度が新設されたが、これを引き継いで2017年4月に「公示対象企業集団」を新設した。「公示対象企業集団」に指定された企業集団は、企業集団現況の公示義務と総帥一家の私益騙取規制が課せられる。大規模企業集団指定制度は大規模な企業集団に対してどのような規制をどこまでの範囲の企業集団に課していくかを決定するものであるが、「公示対象企業集団」が新設されたことは、大規模企業集団施策において最も重要なことは企業集団の情報開示であるとみなされたことを意味している。資産規模の大きい企業集団は「相互出資制限企業集団」と指定され、「公示対象企業集団」に課せられる規制に加え、株式の相互持合の禁止、新規循環出資の禁止、金融・保険会社の議決権行使の制限、系列会社間の相互債務保証の制限が課せられる。⁷

Ⅲ 公正取引法の変遷

1980年12月に制定された公正取引法はこれまでに多くの改正を重ねてきている。特

- 5 た例えば、工業発展法または租税減免規正法に基づく合理化計画に従って株式を所有していた場合には出資総額制限の規制から除外されていた。また、1994年に所有優良分散企業（内部持ち分率が15%以下であること、自己資本比率が20%を超えていること、主力企業が経済力集中に影響を及ぼす会社ではないことが満たされた企業）が適用除外規定として追加された。
- 6 1997年のIMF経済危機直前の大規模企業集団指定では起亜グループだけが同一人が自然人ではない非財閥系だったが、起亜グループはもともと財閥系の企業集団であった。
- 7 2016年9月の公正取引法施行令改正で「相互出資制限企業集団」を資産総額5兆ウォン以上から10兆ウォン以上に上方修正し、公企業集団は指定から除外されることとなった。2017年に新設された「公示対象企業集団」は資産規模5兆ウォン以上の企業集団が対象となった。

に大規模企業集団施策に関わる改正を抜き取りまとめたものが図表1である。公正取引法の改正は頻繁に行われており、中には韓国の企業経営や国内経済全体に重大な影響を与える改正もある。改正が行われたことには必ずその理由、背景がある。公正取引法の改正を辿ることで、韓国経済と韓国の財閥経営の歴史的展開が浮き彫りになる。本節では公正取引法の変遷を整理し概観することで韓国財閥を取り巻く環境がどのように展開してきたのかをとらえたい。⁸

公正取引法運営の変遷の全体像を描くため、以下のように時期区分してみたい。ただし、公正取引法の運営は細かく変化しているし、一方で長く継続している事案もあり、必ずしもきれいに区分できない側面があることは留意されたい。

1. 経済力集中抑制の法整備 (1980年-1986年)

韓国は高度経済成長期に政府による産業育成政策に呼応した企業家が事業を多角化し財閥を形成していた。特定の企業グループに経済力集中がおり、中小企業が育たない二重構造が定着した。経済力集中抑制のため日本の独占禁止法に相当するような競争政策の策定が模索されたこともあるが、朴正熙政権期には経済成長が優先され先送りにされていた。

1980年12月に公正取引法が制定されたのは韓国の政治経済的転換が関わっている。1980年は、70年代の2度のオイル・ショックの影響と前年の朴正熙元大統領の暗殺という国内政治不安から韓国がマイナス成長を記録した年である。朴正熙政権期は大統領を頂点とする開発独裁体制をとってきた。トップダウンの意思決定と一貫した経済政策が当時発展途上国であった韓国には必須であると訴えかけられていたが、それは常に高い経済成長を実現することで正当性が与えられていたものである。財閥の形成は韓国が発展途上国から抜け出す過程で容認されたものであるといえる。1980年に全斗煥が大統領に就任し開発独裁体制を引き継いでいくが、独裁体制を正当化する経済成長に揺らぎが生じていた。全斗煥政権は経済力集中抑制に取り組むことで所得分配の公平性を高めていくことを強調するため、公正取引法の制定を行った。ただし韓国はこれを実現するにはまだ過渡期であり依然強い政府が必要であるとし、独裁体制に新しい理屈づけを与えたのである。

公正取引法は主要先進国の競争政策を参考にして策定されたが、財閥という特異な企業形態に対する具体的な対応策は持ち合わせていなかったため、財閥の肥大化は止まらなかった。この時期は経済力集中抑制の成果は乏しいが、その法整備を行い対処したと国民にアピールできたことに意味があった。

8 本稿では公正取引法の運営の変遷を概観することを目的としているが、2004年までのより詳細な検討は拙稿(2004)を参照されたい。

図表1 公正取引法の制定と改正

	年月日	主要内容
全斗煥 (80. 9. 1~)	1980年12月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・市場支配的地位の濫用禁止 ・企業結合の制限 ・不当な共同行為（カルテル）の禁止 ・不公正取引行為の禁止 ・公正取引委員会の設置
	1986年12月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・持株会社設立の禁止 ・系列企業間の相互持合の禁止と出資総額の制限 ・系列金融・保険会社の議決権制限 ・大規模企業集団指定制度の導入
盧泰愚 (88. 2. 25~)	1990年1月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・経済企画院長官が有していた公正取引法の諸権限を公正取引委員会に移譲 ・系列金融・保険会社の相互持合禁止を追加 ・課徴金制度の強化（相互持合および出資総額の制限違反に対し課徴金を科す条項を追加）
	1992年12月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・系列企業間の債務保証の制限規定を新規追加 ・大規模企業集団指定を30集団指定に変更（93年施行令改正により実施）
金泳三 (93. 2. 25~)	1994年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・出資総額の制限の強化（40%→25%に引き下げ） ・国際契約締結にあたり、公正取引委員会に審査届をする義務を規定した条項を削除 ・課徴金制度の強化（再販売価格維持行為、不当な国際契約、対価の不当な決定等に対しても課徴金を科す条項を追加）
	1996年12月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・債務保証制限の強化（自己資本金額の200%→100%へ縮小） ・企業結合制限の強化（一定規模以上の会社に対してから、すべての会社へ適用） ・金融・保険会社に対する適用除外の削除 ・公正取引委員会の運用の効率化
金大中 (98. 2. 25~)	1998年2月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・出資総額制限の廃止 ・新規債務保証の禁止及び既存債務保証の解消 ・公認会計士の会計検査を受ける義務
	1999年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・持株会社設立を制限的に許容 ・公正取引委員会による金融取引情報要求権（2年の時限立法）
盧武鉉 (03. 2. 25~)	1999年12月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・出資総額制限制度の復活（自己の純粋資産額の25%） ・大規模内部取引についての取締役会の議決及び公示の義務化 ・課徴金制度の強化（不当支援行為に対する課徴金賦課率引き上げ）
	2001年1月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・持株会社制度を構造調整の手段として活用されるための円滑化 ・金融取引情報要求権の時限延長（2004年2月4日まで）
	2002年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・持株会社行為制限義務猶予期間の付与の範囲拡大 ・企業集団指定制度を行為形態別に変更 ・出資総額制限制度の一部の要件緩和 ・金融保険会社の議決権制限の緩和

李明博 (08. 2. 25～)	2004年12月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・出資総額制限制度の合理的改善 ・系列金融社の議決権行使限度の縮小 ・非上場会社の公示義務の強化 ・持株会社制度補完 (要件充足の猶予期間を新設・拡大, 子会社間の出資禁止)
	2007年4月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・出資総額制限対象の企業集団を6兆ウォンから10兆ウォン以上に上方修正 ・出資総額制限を25%→40%に強化 ・持株会社要件の緩和 (最小持分を緩和: 上場会社30%→20% 非上場会社50%→40%, 負債比率を100%→200%に上方修正)
	2007年8月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・持株会社設立・転換の促進のための改善 (子会社が孫会社を保有するのに必要な事業関連性を廃止, 100%保有に限り孫会社のひ孫会社保有を許容など) ・金融取引情報要求権の発動範囲拡大 ・大規模内部取引理事会議決義務の緩和 ・市場支配的乱用行為の除外対象を売上高10億ウォン未満から40億ウォン未満に上方修正 ・企業結合の申告・審査制度の合理的改編 ・不当共同行為禁止制度の改善
	2007年10月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・地方経済活性化のため移転された法人に対する株式取得を出資総額制限の例外認定に追加
	2009年3月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・出資総額制限制度の廃止 ・企業集団公示制度の導入 ・企業結合事前申告期限廃止
	2011年12月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者団体の不当な共同行為に対する課徴金上限額上方修正 ・公取委の調査を妨害する者に対する刑罰賦課 ・会社分割時課徴金連帯納付義務
	2012年6月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・2順位自主申告者に対する自主申告減輕制限 ・企業結合申告義務違反による過料基本金額の引き上げ ・滞納加算金及び払い戻し加算金料率変更
朴槿恵 (13. 2. 25～)	2013年6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・専属告発制度の改善 ・談合の申告者に対する告発免除の新設
	2013年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・不当支援行為禁止規定の強化 ・特殊関係人に対する利益提供等の禁止条項の新設
	2013年8月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・総帥一家の私益詐取禁止の新設
	2013年12月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・新規循環出資の禁止
	2014年5月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・不公正取引を行った関連会社が公正取引委員会の調査に協力した場合の報復行為の禁止
文在寅 (17. 5. 10～)	2014年12月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・申告褒賞金還収の根拠規定 ・納付期限延長と分割納付決定の取り消し
	2015年7月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員法改正によって, 常任委員を特別職から任期制一般職に変更
	2016年3月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・大企業集団の公示項目の追加 ・紛争調整制度の改善 ・課徴金制度の合理化
	2017年4月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・公示企業集団指定の導入 ・調査拒否及び妨害に対する制裁強化
	2017年10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国表準産業分類で一般持株会社が金融・保険業にみなされないように調整

2020年5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・公正取引違反の調査時に、調査公文書の提出を義務化 ・不当共同行為を除き、処分時効を12年から5年に短縮。 （調査を開始しない場合は7年に短縮）
2020年12月29日	<ul style="list-style-type: none"> * 全面改正（40年ぶり） <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業集団に対する規律 <ul style="list-style-type: none"> ・私益詐取規律の対象を拡大 ・持株会社の子会社、孫会社の持分要件を強化 ・公益法人の議決権を制限 ・金融・保険会社の議決権制限を強化 ・既存循環出資に対する議決権を制限 ○ 公正取引法執行体系の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・サインの禁止請求制を導入 ・紛争請求対象を拡大 ・課徴金賦課水準を上げた ・刑罰規定を整備 ○ 革新成長促進 <ul style="list-style-type: none"> ・企業型ベンチャーキャピタルの制限的保有を許容 ・ベンチャー持株会社の規制を緩和 ・取引金額基盤企業結合申告基準導入 ・情報交換談合行為規律

（出所）関連資料から作成

2. 財閥規制の本格化（1986年－1997年）

1986年12月に公正取引法がはじめて改正された。改正の主要点は財閥に対する有効な規制を設けたことである。前節で述べたように、大規模企業集団指定制度を新設し、個別企業単位ではなくグループ単位で規制を加えるという新しい概念を打ち出した。持株会社の設立を禁止し、財閥の経済力集中を促進している系列会社間の直接相互持合を禁止した。すべての株式持合を禁止するのは現実的ではないとして直接持合以外の株式持合は許容されたが、無秩序に持合を展開する可能性が残されるため、大規模企業集団に属する系列会社がその他の系列会社に出資できる割合を制限する出資総額制限制度が新設された。また、大規模企業集団に属する金融・保険会社の議決権を制限する規定も設けた。

のちに出資総額制限を強化したり、系列会社間の相互債務保証制限を設けたりして、財閥規制を段階的に強化していった。90年代に入ると韓国は先進国化を目指すようになるが、韓国経済が一部の上位財閥によって支えられているという構造は解消されないうどころかむしろ定着していったため、財閥規制を模索しながらも財閥の競争力を過度にそぐことのないよう配慮がなされてもいた。

3. 財閥のコーポレート・ガバナンス確立（1998年－）

公正取引法の運営に大きな転機となるのが1997年のアジア通貨危機である。経済危

機に陥った韓国は IMF から救済融資を受け、翌年の 1998 年から IMF 主導の構造調整が実施されることとなった。IMF 主導の構造調整は企業構造調整を強く推進したが、その主軸は財閥改革であった。韓国がアジア通貨危機に巻き込まれ経済危機に陥っていく過程で多くの財閥が連鎖倒産した。また、生き残った財閥の中にも経営上の重大な危機に直面していた財閥が多くあった。倒産した財閥に共通してみられた問題点としては、オーナー家族の意思決定が独断的に行われ放漫経営が横行していたこと、情報開示が不十分であるため倒産したあとに粉飾決算が発覚するなど不健全な経営体質が定着していたことなどが挙げられる。また、系列会社間で株式の相互持合や相互債務保証を複雑に展開しているため、少数の系列会社の系列不振がグループ全体に行き渡りすべての系列会社が丸ごと倒産する可能性を有しているという構造上の問題があった。会社は誰のものなのか、誰のために経営するのか、会社の経営を誰がチェックするのかといったコーポレート・ガバナンスの欠如が指摘され、その整備が急がれた。

財閥の高負債体質が問題視された。大規模企業集団の系列会社間の相互債務保証は 90 年代に規制が加えられ強化されていたが、IMF 構造調整によって 1998 年に完全禁止された。

第 1 次改正で新設された出資総額制限制度は 1998 年に廃止された。系列会社間の持合を強化して経済力集中を高めてきた財閥であったが、企業の系列化を行うことは世界的に当たり前になっており、財閥規制にこだわるあまり企業の国際競争力を弱体化させるおそれがあることと、韓国の企業環境が変わったことで系列化による経済力集中の弊害は低下しているというのがその理由であった。しかし、出資総額制限制度が廃止されたのち多くの財閥が株式の持合を強化したことで再び問題視されることとなる。財閥の株式の相互持合の展開は経済力集中をもたらすだけでなく、家族が少ない資本で傘下の系列会社のすべてを事実上支配することを可能とし、少数株主の権利を侵害するというコーポレート・ガバナンスのゆがみを生じさせていることが指摘された。出資総額制限制度は 1999 年 12 月に廃止をされて 2 年も経たずに復活した。

企業構造調整の一環として 1999 年に持株会社の設立および転換が解禁されたことは大きな措置である。韓国政府は、所有構造が垂直になり単純化する持株会社体制に財閥を誘導することでコーポレート・ガバナンスの改善を図ろうとした。財閥にとっては企業構造調整によって財閥に対する規制強化が図られ財閥の存続が難しくなっていく中、持株会社体制に移行することで新しい支配体制に組み替えることが期待されていた。ただし、持株会社設立のためには子会社の株式を 50% 以上（上場企業の場合は 30% 以

9 財閥が高負債体質になったのは系列会社間の相互債務保証という財閥側だけの問題ではなく、政府のコントロール下で規模の大きな財閥に対して優先的に融資をおこなう「官治金融」という社会構造上の問題も関わっていた。

上) 保有することや金融・保険会社と非金融・保険会社を同時に所有できないなど様々な厳しい制限要件が課せられたため、グループ分離が必至となるため、財閥の持株会社体制への移行は韓国政府の思惑通りには進まなかった。のちに持株会社に関する制限要件は段階的に緩和されていき、財閥の持株会社体制への移行が進むこととなる。

企業構造調整に公正取引法が多く活用され、公正取引法が対財閥政策の中心として扱われるようになるという点でもアジア通貨危機は大きな転機となった。公正取引法の運営方針として財閥のコーポレート・ガバナンスの確立を促すという施策は現在でも中心的な課題として継続している。

4. 経済格差問題と財閥（2013年－）

アジア通貨危機後の企業構造調整によって財閥規制は概ね強化されてきたが、事情が変わるのは李明博政権期である。李明博元大統領は規制強化が財閥の競争力の弱体化につながることを懸念し、親財閥政策へと傾斜した。1999年12月に復活した出資総額制限制度が2009年3月に再び廃止された。その代替として新設されたのが企業集団公示制度である。財閥を直接規制し経済活動を制限するのではなく、大規模企業集団現況の公開を義務づけることで市場によるモニタリング機能を働かせ健全な経営に誘導するというのが趣旨である。ただし、出資総額制限制度が廃止されることで財閥が系列会社間の持合を強化して肥大することが懸念されたため、株式の循環出資の規制を新たに設けることで補完することが検討された。

少ない出資で財閥家族の支配力を高める方法として系列会社間の株式持合は用いられてきたが、あらゆる持合の中で最も問題となるのは株式の循環出資であるとみなされた。たとえば、家族が多くの出資をしているA社が有償増資を行いB社に出資しB社がC社に出資するというところで止まる多段階出資は、確かに架空資本の増殖をもたらすが、家族の支配力は低下する。それに対し、A社がB社に出資しB社がC社に出資しさらにC社がA社に出資するという循環出資は家族の支配力を低下することなく架空資本を増殖することができる。このことは本来外部株主が有しているはずの議決権を財閥家族が剥奪していることになり、少数株主権の侵害になっているとされた。企業の規模が大きくなればなるほど財閥家族の系列会社支配は難しくなっていくが、とりわけ上位の財閥は循環出資を強化することで家族の支配力維持を図るようになっていった。

しかし、李明博政権期には循環出資規制は実施されず先送りにされたため、財閥家族の支配力強化の余地が広がることとなった。

李明博政権の次の大統領選挙では循環出資規制をどのように講じるつもりなのかが争点にもなった。アジア通貨危機後の構造調整で整理解雇制の整備や派遣労働の合法化が

行われたことで、経済格差が社会問題となっていた。その一方で財閥は内部保留を増やし、経済成長の果実を一般国民に還元していないという国内からの財閥批判が大きくなっていた。こうしたことを背景に、朴槿恵政権下で2013年12月に新規循環出資の禁止が設けられた。2013年8月には総帥一家の私益騙取の禁止制度が新設されてもおり、朴槿恵政権は財閥に対して強い態度で臨んでいるかのように見受けられた。しかし、2016年10月に表面化した崔順実ゲート事件によって朴槿恵が複数の財閥総帥と癒着し便宜を図っているのではないかという疑惑が噴出したことは国民を大いに失望させた。朴槿恵は弾劾訴追によって大統領を罷免されたのち逮捕されることになるが、崔順実ゲート事件は次政権の文在寅政権の対財閥政策に向けられる世論の監視をより一層強める契機となったと解釈できる。

文在寅政権下で2020年12月に公正取引法が40年ぶりに全面改正された。大規模企業集団施策は、私益騙取の対象拡大、金融・保険会社の議決権制限強化、既存循環出資に対する議決権制限など規制が多く強化されている。持株会社体制への移行を促すために持株会社設立の制限要件が緩和されてきていたが、公正取引法全面改正では子会社の持分要件が強化され、家族支配維持のための持株会社活用を抑制する動きに出ている。

2022年5月に大統領に就任した尹錫悦は私益騙取や系列会社間の不当な内部取引に対してさらなる規制強化を図る姿勢を示しているが、同一人の親族の範囲を狭めることを検討しており、今後の大規模企業集団施策の方向性にどのような変化がみられるか注視する必要がある。

IV おわりに

公正取引法の大規模企業集団施策の変遷を概観した。公正取引法が制定されたのは1980年であるが、大規模企業集団施策の開始は公正取引法第1次次改正が行われた1986年からである。以降、大規模企業集団施策は頻繁に改正され運営のスタンスも時代とともに変化してきた。大規模企業集団施策の変遷は、政府、財界、市民団体などの様々な利害が絡み合い、国際関係も含めた企業環境の変化にも影響を受けている。本稿では大規模企業集団施策の変遷を概観することにとどまったが、詳細な検討や財閥経営がどのように影響を受け変化したかについては今後の課題としたい。

付記：本稿執筆にあたり、科研費基盤(C)「韓国財閥のファミリービジネスとしての持続可能性に関する研究」の研究会で、安倍誠先生、柳町功先生から助言を受けた。もちろん、本稿における記述の誤りや不備があるとすれば、それらはすべて筆者の責任によるものである。

参考文献

遠藤敏幸（2004）「韓国における公正取引法の改正と財閥の構造変化」『アジア研究』第50巻第1号。

中山武憲（2001）『韓国独占禁止法の研究』信山社。

中山武憲（2003）「韓国独占禁止法第10次改正及び同法施行令改正について」『名城法学』第13号。

李奎億・李在亨（1990）『企業集團과經濟力集中』韓國開發研究院〔李奎億・李在亨（1990）『企業集團と經濟力集中』韓國開發研究院〕。

공정거래위원회（1993-2021）『공정거래백서』〔公正取引委員会（1993-2021）『公正取引白書』〕。

임영재・전성인（2009）『기업집단의 순환출자 시장규율의 역할』한국개발연구원〔イムヨンジェ・チョンソンイン（2009）『企業集團の循環出資市場規律の役割』韓國開發研究院〕。